

議案第 59 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 兵庫県三田市狭間が丘二丁目

氏 名 ^{かじ}梶 ^{もと}本 ^み美 ^ち智 ^こ子

住 所 兵庫県三田市すずかけ台四丁目

氏 名 ^{ふく}福 ^{おか}岡 ^{れい}玲 ^こ子

平成27年6月25日提出

三田市長 竹 内 英 昭

(提案理由)

複雑・多様化する人権問題に的確に対応すべく国において2人の増員が認められたので、新任委員候補者を推薦する必要があるため。

(参考)

三田市人権擁護委員一覧表

氏 名	委 嘱 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
安行 英文	平成25年10月 1日	平成28年 9月30日
石井千代子	平成25年10月 1日	平成28年 9月30日
渡邊 裕之	平成26年 7月 1日	平成29年 6月30日
小池由紀子	平成26年10月 1日	平成29年 9月30日
内田 順	平成26年10月 1日	平成29年 9月30日

中西 尚美	平成26年10月 1日	平成29年 9月30日
-------	-------------	-------------

人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、該各市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。